

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念「全従業員の物心両面の幸福を追求するとともに社会の進歩発展に貢献すること」とおり、株主、お客様、外注先・仕入先、役職員、地域の方々をはじめとする、会社を支えていただいているすべての関係者（ステークホルダー）に対しまして、お役に立ち、信頼される会社になるために、経営の健全性・効率性・透明性を通じて企業としての社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。その表現のために、経営環境の変化に応じて適宜組織体制及び制度の見直しを実行し、企業価値の最大化を図れるよう対処してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
芝原 英司	3,118,000	45.51
ショーエイ従業員持株会	805,300	11.75
芝原 武司	360,000	5.25
稲畑産業株式会社	142,500	2.08
キョウエイ株式会社	110,400	1.61
剣持 整	90,100	1.31
山田 俊和	86,000	1.25
株式会社オーエスシーテック	76,900	1.12
楽天証券株式会社	73,100	1.06
山下 重子	61,000	0.89

支配株主（親会社を除く）の有無	芝原 英司
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長 芝原英司は、支配株主に該当いたします。
当社と支配株主との取引は、現在行われておらず、その予定もありません。将来的に支配株主との取引が発生する場合には、監査役による監査を行う等、当社及び当社株主各位の不利益とならないよう適切に対処してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 東良	他の会社の出身者											
野村 史郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 東良	○	株式会社アイビー 代表取締役社長	企業経営における豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した観点から取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。
野村 史郎	○	和田哲株式会社 代表取締役社長	経営者としての豊富な知識と経験に基づき、独立した観点から取締役会等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社は報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、監査役は期末や四半期の決算監査に、会計監査人との意見交換等を通じて取締役会をはじめとする各業務執行状況を監視し、監査機能の充実を図っております。監査役と内部統制監査室につきましては、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、相互補完かつ効果的な監査ができるように、定期的なミーティングを行うことや、内部監査の立会い、監査役による内部監査報告書内容の確認等の情報共有に努め、的確な監査を実施できるよう連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大森 茂樹	他の会社の出身者													
岩淵 誠次	他の会社の出身者													
村野 譲二	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 茂樹	○	-	経営コンサルタントとしての豊富な経験と専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言をいただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
岩淵 誠次	○	-	元証券会社引受部長としての経験と知識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言をいただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから、独立役員として指定しております。
村野 譲二	○	弁護士法人中央総合法律事務所 社員 弁護士 大光電機株式会社 監査役 カワセコンピュータサプライ株式会社 取締役監査等委員	弁護士としての経験と知識に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言をいただけると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、当社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断したことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

--	--

独立役員の数	5 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、ストックオプション制度として、平成13年改正旧商法第280条ノ21ならびに第280条ノ27の規定に基づき新株予約権を発行いたしました
が、平成23年6月30日をもって行使期間が満了しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
平成28年3月期においては、取締役への報酬総額は80百万円であり、その内、社外取締役への報酬は1百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する連絡、サポートについては総務部で行っております。特に社外監査役に対しては常勤監査役が適宜電話、
電子メール等で事務連絡を行う体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

- (1)取締役会
取締役会は提出日現在において、2名の社外取締役を含む6名の取締役で構成されており、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に
応じて随時開催しております。取締役会では経営戦略の決定、重要事項の付議のほか、業績の進捗状況、業務の執行状況が報告されており、
取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関として位置づけ運営されております。また、原則として監査役全員が毎回取締役会に出席
し、監査役としての立場から自由に意見を述べるとともに、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかチェックを行っております。なお、
必要に応じて経営幹部以外にも参加が必要と認められた者も参加しており、経営判断の迅速化に努めております。
- (2)監査役会
監査役会は毎月1回定期的に開催しております。監査役は取締役会のほか、経営会議及びアメルバ会議に随時出席し、期末や四半期の決算監
査、内部統制監査室との連携による社内各事業所及び部門に対する業務監査ならびに会計監査、会計監査人との意見交換を行い、取締役との
面談を通じて各業務執行状況を監視し、監査機能の充実を図ってまいります。業務監査としては、取締役の職務執行の監査、不正行為、法令・定
款違反の監査、内部統制の体制整備・運用状況の監査、財産の保全・管理状況等を中心に行っております。
- (3)経営会議
経営会議は取締役会における意思決定機能を強化するため、会社運営における重要な方針について事前に協議し、判断や意思決定を図るた
めに原則として毎月1回開催しております。出席者は常勤取締役、執行役員、部支店長、室長及び監査役(常勤監査役は毎回、非常勤監査役は
随時)であります。
- (4)アメルバ会議
アメルバ会議は京セラ株式会社の長年の実績に裏付けられた経営管理ノウハウの一つであるアメルバ経営に則った、月次の成果発表の場で
あります。具体的にはアメルバ単位ごとに、採算表という毎月の各部門の成果を「1時間当たりの儲け額」に算出した管理資料を作成し、その資料
に基づいて前月の成果と課題及び当月の目標を発表するとともに、経営理念・哲学、規程、コンプライアンス、個人情報保護等々の重要事項の
通達、研修、討議等を行っております。出席者は社長、常勤役員(監査役の出席については、常勤監査役は毎回、非常勤監査役は3ヵ月に1回を
目安に出席しております)、執行役員、営業部門・生産部門・管理部門の各単位のアメルバリーダーであります。
- (5)内部統制システムの整備・リスク管理体制の状況
当社は、内部統制システムを当社が経営理念の実践を適正かつ効率的に達成していく上で必要不可欠な、合理的な仕組み及びプロセスと考え
ております。全役職員は、職務の遂行において、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程をはじめとする各種諸規程
に従って、誠実かつ責任と権限を持って行動し、法令及び定款に適合することを確保しております。
- 内部監査は社長直轄の内部統制監査室が各部門の業務遂行状況を監査し、体制の整備や業務改善、効率化の向上のために対処しており
ます。内部統制につきましても、内部統制監査室が担当し全社レベルで当社の業務プロセスに係る内部統制制度の整備を図っております。
- 法令遵守体制及び情報セキュリティ体制の整備のために、公益通報者保護規程、コンプライアンス規程、情報セキュリティ管理規程を制定し、
社長を委員長とするコンプライアンス委員会を発足させております。また「企業行動憲章」も併せて発表し、会社の社会性及び公共性を全役職員
に浸透させるよう努めております。
- (6)監査役監査及び内部監査の状況
監査役は期末や四半期の決算監査、内部統制監査室との連携による社内各事業所及び部門に対する業務監査ならびに会計監査、会計監査
人との意見交換等を通じて取締役をはじめとする各業務執行状況を監視し、監査機能の充実を図っております。
- また、内部統制の有用性及び実際の業務遂行状況について業務監査を実施するため、他のライン・スタッフ部門から独立した部門として社長直
轄の内部統制監査室(1名)がその任にあたり、全部門を対象に業務監査を実施しております。内部統制監査室は期初に全部門を対象とする内
部監査実施計画を策定し、社長に当該計画を報告し、その承認の上で各部門の業務活動が法令及び諸規程等に準拠して遂行されているかを検
証するとともに、業務改善、効率性の向上に向けた具体的な助言及び業務改善状況のフォローを行っております。
- なお、監査役と内部統制監査室につきましては、それぞれ異なった役割で監査を実施しておりますが、相互補完かつ効果的な監査ができるよう

に、定期的なミーティングを行うことや、内部監査の立会い、監査役による内部監査報告書内容の確認等の情報共有に努め、的確な監査を実施できるよう連携を密にしております。

(7)会計監査の状況

会計監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は6名及びその他12名であります。

なお、継続監査年数につきましては7年以下であるため記載を省略しております。

なお当社は、第49期(平成28年3月期)末現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、新日本有限責任監査法人を同法に基づく会計監査人を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載のとおりであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は可能な限り早期発送を果たすべく努めてまいります。また、招集通知は当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成22年より、集中日を回避して開催しております。
その他	平成21年より、株主総会における事業報告等のビジュアル化を実施しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算ならびに期末決算後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施しております。説明会の動画及び資料を当社ホームページに公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.shoei-corp.co.jp/)にIRサイトを設置し、決算情報(決算短信等)、有価証券報告書、事業報告書、株主総会関連資料やその他の適時開示書類の掲載を行っております。また、決算説明会については資料の掲載に加えて当日の内容を動画配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては総務部にて担当しております。担当役員は専務取締役 有村芳文であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は情報管理規程を制定し、内部情報の管理の徹底、インサイダー取引の未然の防止に努めるとともに、適時適切な情報開示を行うことを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度である「エコアクション21」の認証・登録を受けております。省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取り組みとして、具体的には事業所や工場から出るゴミの分別、原材料であるプラスチックフィルムのリサイクル、使用電力量の削減及び節水といった活動を実施しております。今後、環境分野の他にも、当社の企業規模に合わせた社会貢献活動を継続して実施することを重要な経営課題としております。
その他	現在、女性の役員への登用実績はありませんが、女性管理職1名(チームリーダー)を登用しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のように制定し、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後より効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守及び倫理維持(「コンプライアンス」)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その他の指針とともにすべての役職員の理解を深め、コンプライアンスを確保するための体制を構築する。
- (2) コンプライアンス上の諸問題に対しては、経営会議を開催し各部門長が問題の発生を未然に防止すべく情報の集約に努める。またコンプライアンス体制を推進するために、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
- (3) 社長直轄の内部統制監査室を設置し、当社及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施、その評価を社長及び監査役に報告する。
- (4) コンプライアンスに関する通報・相談ルートは、その機能を強化するため総務部、内部統制監査室の複数を設置する。それぞれ匿名性を担保して利用できる仕組みとする。
- (5) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
- (6) 当社の事業の根幹に係る個人情報保護については個人情報保護委員会を設ける。個人情報保護委員会は定期的に開催し、個人情報保護マネジメントシステムの運用状況の確認、規程文書の見直し・審議等を行う。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については文書管理規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 危機管理規程において当社の事業上のリスクを定義づけ、役職員においてコンプライアンスの必要性及び重要性を認識し、個別の情報についての信頼性を正しく評価、判断するよう努める。
- (2) 危機管理規程に基づき、経営会議及び対策会議をリスクマネジメントの主管として社内のあらゆる事業上のリスクに対して組織的に迅速かつ的確に対応できる体制を確保する。
- (3) 他の業務執行部門から独立した内部統制監査室による内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことによりリスク管理体制の適正性を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- (2) 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行及びその他の事項について意見を述べる。
- (3) 取締役の日常の職務の執行について、職務権限規程及び業務分掌規程に基づいた権限の委譲が行われ、責任の明確化を図ることで迅速性、及び効率性を確保する。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 業務分掌規程及び職務権限規程等その他の規程を定め、各部門に対する管理を明確にし、業務の適正性を確保する。
- (2) 内部統制監査室は、各部門の会計監査及び業務監査等その他の監査を行いその評価について社長及び監査役に報告する。
- (3) 定期的に開催される経営会議に各部門長が出席し、役職員のコンプライアンスに対する必要性・重要性の認識レベルを引き上げ、情報の信頼性を正しく評価、判断するよう努める。
- (4) 子会社については、関係会社管理規程に基づき、その業務執行を監視、監督し業務の適正を確保する。関係会社会議を定期的に開催し、業務執行状況、財務状況等を報告させる体制を整備し、グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社の事前承認を得るものとする。
- (5) 子会社の内部監査については、内部統制監査室は子会社に対し定期的に業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査し、その評価について社長及び監査役に報告する。
- (6) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、当社グループは金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人への指示の実行性の確保に関する体制

- (1) 監査役会からの要請があった場合には、その要請に基づき監査役会と協議して専任または兼任の使用人を配置、また監査役室を設置し、監査業務を補助する。
- (2) 監査役室の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限についてはその職務を補助すべき範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人の人事異動、評価等については監査役会の同意を要する。

7. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をした者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。
- (2) 監査役には、要請があれば直ちに稟議書その他社内的重要書類・資料等が提出される。
- (3) 監査役は、定期的に、社長、内部統制監査室等との連絡会議を開催し、さらに必要に応じ、随時他の取締役及び使用人等からの報告を受けることができる。
- (4) 当社及び子会社において、取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実の他、監査役監査で求められた事項について、監査役に直ちに報告する。
- (5) 当社は内部通報をしたことを理由に不利な取り扱いを行ってはならない旨を公益通報者保護規程に定めており、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いをしないことを周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は7に掲げた事項以外においても、必要に応じて取締役と意見交換を行うとともに、内部統制監査室と連携を図り、内部統制監査室を通じて明らかになった重要事項に関する報告を受け、また会計監査人及び社外取締役と適宜協議する場を持つ。さらに定期的にグループ監査役連絡会を開催し、当社及び子会社の監査役間で情報共有を図る場を持つ。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、監査役がその職務について生じる費用の前払等の請求をしたときには、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社は、「企業行動憲章」並びに「反社会的勢力への対応マニュアル」において、反社会的勢力及び団体に対して断固として排除する姿勢を明確にし、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないことを定め、すべての役職員に周知する。
- (2) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、「大阪府企業防衛連合協議会」に加盟し、開催される会合に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努める。
- (3) 不当な要求があった場合には、外部の専門機関(顧問弁護士、警察署等)と連絡を密に取り、不当要求には断固応じない体制を整えて一層の充実に努める。

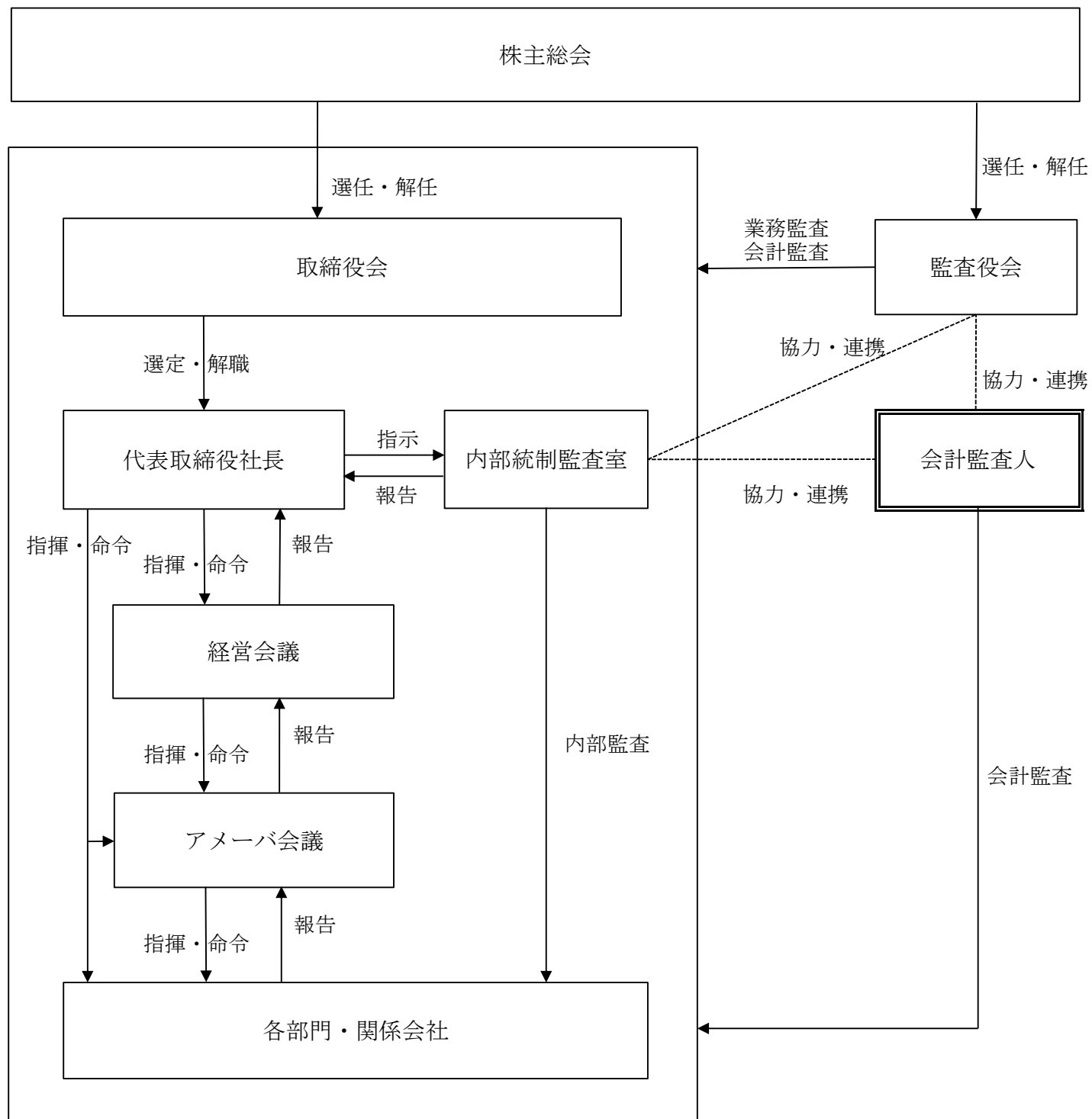
2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社のすべての役員及び従業員は、当社のもつ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において関係法令の遵守を徹底し、社会理念に適合した行動をとることを基本的な考えとしており、「反社会的勢力への対応マニュアル」において具体的な対応方針を整備しております。反社会的勢力と関わりを持たず、相手の不当な要求がなされた場合にもこれに屈することなく、毅然とした態度で臨んでまいります。

該当項目に関する補足説明

適時開示体制の模式図は、(図表2)を参照下さい。

(図表 1)



(図表2)
【適時開示体制】

